

栃木県建設工事等電子契約実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、栃木県が栃木県建設工事等執行規則（昭和48年栃木県規則第62号）

（以下「建設工事等執行規則」という。）の適用を受ける建設工事及び建設工事関連業務委託（以下「建設工事等」という）の契約を締結する手続において、契約内容の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行う手続

（以下「電子契約」という。）の実施に関し、栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）（以下「財務規則」という。）及び建設工事等執行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。なお、この要領に定めのないものについては、それぞれの契約締結手続に係る実施要領等の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 電子契約サービス

サービス提供事業者が県及び契約相手方の指示を受けてサービス提供事業者自身の署名鍵による電子署名を行う立会人型電子契約サービスをいう。

(2) サービス提供事業者

電子契約サービスを提供する事業者をいう。

(3) 電子署名

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第5項の規定により講ずべき措置とされる電子署名として、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名であって主務省令で定める基準に適合するものをいう。

(4) タイムスタンプ

サービス提供事業者が電子署名を付与する際に用いる電子的な時刻証明をいう。

(5) 電子契約書

法令に定める措置を講じた電磁的記録により作成する契約書をいう。

(6) 契約書一式

書面により契約書を作成・製本する場合と同一のものをいう。

(7) アカウント

電子契約サービスを利用するための権利をいう。

(8) パスワード

電子契約サービスを利用するために必要となる暗証文字列をいう。

(9) アップロード

電子契約書等の電磁的記録を電子契約サービスに送信する行為をいう。

(10) 所属

財務規則第2条に規定する課及び公所をいう。

(電子契約サービスの利用範囲)

第3条 電子契約サービスは、栃木県が締結する建設工事等に係る当初契約(当初仮契約を含む)において利用できるものとする。ただし、次の場合を除く。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第5号で発注する場合
- (2) 所属長が電子契約サービスの利用が困難であると認める場合
- (3) 始期が4月1日で同日が県の休日に該当する場合
- (4) 法令等の規定により書面の契約書が必須となる場合
- (5) 契約の相手方が電子契約を希望しない場合

2 変更契約(変更仮契約を含む)については、当分の間、利用の対象外とする。

3 第1項第2号に該当する場合には、入札公告又は入札(見積)通知に電子契約サービスの利用対象外である旨を明記するものとする。

(承認者等の設置)

第4条 所属長は、自所属内に承認者を置き、栃木県文書等管理規則(平成13年栃木県規則第17号)第4条第5項に定める文書管理主任をもってこれに充てる。

2 承認者は、契約の相手方及び所属長又は担当者が承認した契約書が決裁を受けたものと相違ないことを確認し承認する職責を担うものとする。

3 所属長は、自所属内に担当者を置き、電子契約サービスを利用した契約手続の実務を行わせることができるものとする。

(アカウント等の取扱い)

第5条 アカウントは、栃木県電子契約実施要領第4条に規定する電子契約サービス運用管理者(以下「運用管理者」という。)が設定し、各所属に付与する。

2 組織改編等に伴うアカウントの変更は、運用管理者が行う。

3 アカウントの管理及び使用は、所属長が行う。

4 パスワードの管理、設定及び変更は、所属長が行う。

5 所属長は、その管理の下、第4条の規定により設置した承認者及び担当者にアカウント及びパスワードを使用させるものとする。

6 所属長は、パスワードを業務に従事しない者に知られることのないよう厳重に管理しなければならない。

(電子契約同意書兼メールアドレス確認書の提出)

第6条 所属長は、建設工事等の契約に係る入札書又は見積書を提出する者が電子契約サービスの利用を希望する場合には、次のいずれかの方法により電子契約同意書兼メールアドレス確認書(様式第1号)を提出させるものとする。ただし、見積書を提出させる場合においては、本条第2号の方法に限るものとする。

- (1) 栃木県建設工事等電子入札実施要領(平成19年3月26日監第293号)で定める電子入札システムにより、工事費内訳書又は委託費内訳書(以下「工事費内訳書等」という)と併せて提出

なお、工事費内訳書等と電子契約同意書兼メールアドレス確認書を1つのファイルに格

納し ZIP 形式で提出させること。

(2) 落札後又契約の相手方の決定後、速やかにメールで提出

(電子契約書のアップロード)

第7条 所属長又は担当者は、契約の相手方に対し、建設工事等執行規則第10条に基づき、落札通知から栃木県の休日に関する条例(平成元年栃木県条例第2号)に規定する休日を除いて7日以内に、契約書一式を指定するファイル形式で提出させ、次の手順で電子契約書のアップロードを実施する。

- (1) 契約書の内容の修正等を行い、所属長の決裁を得る。
- (2) 所属の電子メールアドレス及びパスワードにより、電子契約サービスにログインし、契約書一式をアップロードする。なお、アップロードするファイルの形式は、PDFデータ形式とする。
- (3) 書類情報及び契約の相手方の詳細情報等を入力し、電子契約書の送信順等の設定を行う。

(契約書の送信順)

第8条 所属長又は担当者は、アップロードした契約書一式の送信を、原則として次に掲げる順に行うものとする。

- (1) 契約の相手方(承認者)
 - (2) 所属長又は担当者
 - (3) 承認者
- 2 契約の相手方が希望した場合は、契約の相手方(承認者)より前に、契約の相手方(担当者)を設定することができるものとする。
- 3 電子契約サービスに利用する契約の相手方の氏名及びメールアドレス等は、第6条の規定により提出された電子契約同意書兼メールアドレス確認書に記載されている事項を確認の上、用いるものとする。
- 4 所属長又は担当者及び承認者のメールアドレスは、第5条の規定により付与されたアカウントに設定されたものを用いるものとする。

(契約内容の確認・承認)

第9条 所属長又は担当者は、契約の相手方に対し、電子契約サービスにアップロードされた契約書一式が事前に協議したものと相違ないことを確認し承認を行うよう依頼するものとする。ただし、アップロードされた契約書一式に誤りがある場合は、承認せずに、速やかに所属長又は担当者に連絡させるものとする。

- 2 所属長又は担当者は、契約の相手方が承認した旨のメールを受信したときは、再度、アップロードした契約書一式が決裁を受けたものと相違ないことを確認し、承認するものとする。
- 3 承認者は、所属長又は担当者が承認した旨のメールを受信したときは、前項と同様に確認し、承認するものとする。

(契約の締結)

第10条 前条の規定による手続により、アップロードされた契約書一式に電子署名及びタイムスタンプが付与され、契約が締結となる。

- 2 所属長又は担当者は、契約が締結されたときは、電子契約サービス上の「締結済み」フォルダにより、締結された電子契約書の内容、契約締結日等を確認するものとする。

(電子契約書の保存)

第11条 電子契約における契約書の正本は、電子契約サービス上に保管される電子契約書とする。

- 2 電子契約書は、第9条第3項の規定によりアップロードされた契約書一式に電子署名及びタイムスタンプが付与された日から起算して10年間有効なものとする。
- 3 所属長又は担当者及び契約の相手方は、契約締結後、電子契約サービスから送信される契約締結完了メールに添付された電子契約書のPDFデータファイルを適切に保管するものとする。

(契約内容の訂正)

第12条 所属長は、契約内容の訂正（誤字又は語句の訂正等）が生じた場合は、覚書（様式第2号）に訂正等の内容を記載し、記名押印の上、書面で保管するものとする。なお、訂正前の電子契約書は、電子契約サービス上に保管を継続する。

(契約の解除)

第13条 所属長は、契約の解除となった場合は、別の方法により履歴を管理する。なお、解除前の電子契約書は、電子契約サービス上に保管を継続する。ただし、解除に係る通知を発する必要が生じた場合は、別の方法により通知する。

附 則

この要領は、令和6(2024)年4月1日以降に入札公告又は入札(見積)通知するものから適用する。